

生活保護法指定介護機関の各種届出等について

要点	内容
○みなし指定制度のスタート	平成26年7月以降、介護保険法の指定があった全ての事業所は、指定を不要とする申出がない限り、生活保護法の指定がみなされます。
○生活保護法の届出遵守	全ての指定介護機関（みなし指定の事業所も含む。）は事業の廃止や名称変更などがあったときは、介護保険法の届出とは別に生活保護法の届出が必要です。

（1）指定申請について

申請の対象者	○平成26年6月30日までに生活保護法の指定を受けなかった介護事業者及び 保険医療機関・保険薬局 ○平成26年7月1日以降に生活保護法のみなし指定を不要とする申出をした 介護事業者及び保険医療機関・保険薬局
申請が必要な 場合	○平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けたサービスについて、 初めて生活保護法の指定を受けようとするとき ○平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービスについて、 生活保護法のみなし指定を不要とする申出を行った後に、改めて指定を受け ようとするとき
必要書類	○生活保護法指定介護機関指定申請書 ○生活保護法指定介護機関の欠格事由に該当しない旨の誓約書 ○介護保険法の指定通知書（写）もしくは健康保険法の指定通知書（写）
提出先	○千葉市保健福祉局保護課 ○所在地を管轄する千葉市各区保健福祉センター社会援護課 のいずれか
指定日	○原則：申請受理日の翌月1日 ○例外：月の25日までに受理したものは、遡及して当月1日

（2）みなし指定を希望しない場合の申出書の提出について

申出の対象者	○平成26年7月1日以降に介護保険法の新規指定申請を行う介護事業者 ○平成26年7月1日以降に健康保険法の新規指定を受けた保険医療機関・ 保険薬局（=介護保険法のみなし指定事業者）
申出が必要な 場合	○平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けるサービスのうち、 全部もしくは一部について生活保護法の指定を希望しないとき (介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は申出不可)

必要書類	○生活保護法指定介護機関の指定を不要とする旨の申出書
申出方法	<p>○千葉市介護保険担当課に介護保険法の指定申請を行う介護事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の申請受理時に申請窓口より申出書を配布 ・介護保険法の指定予定日の前月末日までに申出書を提出 (例：4/1 指定予定日⇒3/31 提出期限) <hr/> <p>○健康保険法の新規指定のあった保険医療機関・保険薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市保健福祉局保護課から対象の医療機関へ申出書を郵送 ・申出書が到着した月の 25 日までに申出書を提出
申出書提出先	○千葉市保健福祉局保護課
みなし指定を希望する場合	<p>○申出書の提出は不要（提出書類は何もない）</p> <p>○みなし指定日は介護保険法の指定日と同じ</p>

（3）指定介護機関に指定された後の各種届出について

届出の対象者	<p>○全ての指定介護機関</p> <p><u>※指定時期（法改正前後）や指定方法（申請指定／みなし指定）の違いを問わない。</u></p>		
届出先	<p>○千葉市保健福祉局保護課</p> <p>○所在地を管轄する千葉市各区保健福祉センター社会援護課 のいずれか</p>		
届出が必要な場合	提出書類	届出時期	
<p>以下の事項が変わったとき</p> <p>○事業所の名称</p> <p>○事業所（保険医療機関・保険薬局を除く）の所在地</p> <p>○事業所の管理者</p> <p>○事業所の管理者の住所や氏名</p> <p>○事業所の開設者の氏名（法人の場合は名称又は代表者）</p> <p>○事業所の開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）</p>	<p>○届出事項変更届書</p> <p>※市内他区への移転に伴い、介護保険事業所番号が変わった場合に限り、新事業所番号が付番された際の通知書等（写）</p>	届出事由発生から 10 日以内	
<p>○事業所を廃止したとき</p> <p>○指定を受けているサービスの一部を廃止したとき</p> <p>○事業所が千葉市外へ移転したとき</p> <p>○事業所（保険医療機関・保険薬局に限る）が移転し、医療機関コードが変わったとき</p>	○廃止届書		

○事業所の開設者が交代したとき（※） （※1）個人開設者の交代 （※2）個人開設者⇒法人開設者 （※3）吸収合併や事業譲渡等により開設法人が別法人に変更	○廃止届書	届出事由発生から10日以内
○事業所を休止したとき	○休止届書	
○休止していた事業所を再開したとき	○再開届書	
○生活保護法以外の法律（介護保険法など）の処分を受けたとき	○処分届書	
○生活保護法の指定だけを辞退しようとするとき ※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は、指定辞退不可。	○指定辞退届書	辞退予定日の30日以上前

（4）指定介護機関関係の各種様式について

「千葉市公式サイトトップページ」内の「保健福祉局保護課ホームページ」から、各種書類がダウンロードできるようになっています。